

定 款

公益財団法人
国策研究会

設立者

有田 八郎(故人)	飯田 清三(故人)	大蔵 公望(故人)
太田 亥十二(故人)	海東 要造(故人)	郷古 潔(故人)
佐藤 尚武(故人)	下村 宏(故人)	渋沢 敬三(故人)
辰野 隆(故人)	高木 陸郎(故人)	鍋山 貞親(故人)
三村 起一(故人)	矢次 一夫(故人)	湯沢 三千男(故人)
吉野 孝一(故人)		

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国策研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置き、全国の必要な個所に地方事務局又は支部を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民主主義に基づき、全国各界の有志と提携し、又広く世界各国に知己を求めて連絡をはかり、常に内外の重要諸政策に関する総合的調査研究を行い、公明にして適正なる政治、経済上の国民的指導方針の確立に努めるとともに、会員相互の親睦と協力をはかることを目的とする。この法人は、いかなる政党にも、又いかなる思想団体にも所属せざる団体とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、本邦及び海外において、次の事業を行う。

- (1) 内外政治・経済等諸政策に関する調査研究及び各種参考資料の収集
- (2) 行政機関、民間団体及び各種調査研究団体との連絡協力
- (3) 諸外国における調査団体との連絡提携
- (4) 講演会、講習会等の開催及び講師斡旋
- (5) 機関誌の定期刊行及び各種調査研究の報告書、参考資料等の出版
- (6) 受託調査
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の設立者及び有志の寄附
- (2) 財産から生じる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金及び会費
- (5) その他の収入

(基本財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は貯金とし、若しくは信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第91条第1項第1号に定める代表理事のうち理事長（以下、単に「理事長」という）の管理保管とする。

5 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事長において原案を作り、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、あるいは基本財産から除外することができる。

(事業遂行の費用)

第7条 この法人の事業遂行に要する費用は、財産から生ずる果実、寄附金、会費、事業に伴う収入及びその他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 会 員

（会員）

- 第12条 この法人の会員として、普通会員、維持会員、法人会員を置き、この法人の発行する定期刊行物購読を主とする者をもって会友とする。
- 2 前項のほか、この法人は、理事会の決議を経て、名誉会員及び特待会員とすることができる。
 - 3 会員の資格は、所定の会費を納入した時に附与され、所定会費の納入が停止した時に消滅する。
 - 4 会員の入会等に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。
 - 5 会員が次のいずれかに該当する場合、理事会の決議によって、当該会員を退会させることができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき。

第5章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、10名以上15名以内の評議員を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とし、評議員会議長は、評議員会において互選する。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないこと。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからオに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官

庁の認可を要する法人をいう)

(評議員の任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 16 条 評議員は無報酬とする。

第 6 章 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 21 条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び評議員会の目的事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会議長は、評議員会の議長として会議の秩序を維持し、議事を整理する。

2 評議員会議長が欠けたとき又は事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選定された議事録署名人 2 名以上が、署名押印する。

第 7 章 役員等

(役員)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 2 名以上 4 名以内
- 2 理事のうち、会長、理事長を各 1 名置き、会長及び理事長は法人法の代表理事とする。
 - 3 前項のほか、理事のうち、副会長及び副理事長をそれぞれ 2 名以内で置くことができる。副会長及び副理事長は法人法の代表理事とする。
 - 4 理事のうち、常務理事を 2 名以内で置くことができる。常務理事は法人法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総覧する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、理事会を招集・主宰し、その議決に基づきこの法人の業務を統轄・執行する。
- 4 副会長及び副理事長は、それぞれ会長及び理事長の職務の補佐及び代行を行う。
- 5 常務理事は理事長の職務を補佐する。
- 6 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 of 解任)

第 31 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 of 報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引 of 制限)

第 33 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 理事が、自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が、自己又は第三者のためにするこの法人との取引をしようとするとき。
 - (3) この法人が、理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任 of 免除又は限定)

第 34 条 この法人は、法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(任意機関)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、相談役、顧問及び幹事（以下、まとめて「幹事等」という）をそれぞれ以下の範囲内で置くことができる。

- (1) 相談役 10 名以内
 - (2) 顧問 30 名以内
 - (3) 幹事 50 名以内
- 2 幹事等は、次の職務を行う。
- (1) 理事長及び常務理事の相談に応じること。

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 幹事等の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 幹事等の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事等は無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副会長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合で、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項(3)及び(4)の場合、それぞれ理事又は監事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、理事会の目的である事項があるときは当該事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の

互選により、理事会の議長を選出する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 47 条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については、変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条についても適用する。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の法人法に規定された法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡並びに公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法人法で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公

益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

（事務局）

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

（実施細則）

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 清水信次 新井弘一 大浦溥 竹内透 法眼健作 吉田弘 塩川正十郎
廣田正 秋谷淨恵 石川裕一 濱口敏行 濱口道雄 三浦一志 吉田康

堀尾守 大橋寛治 伊藤隆 中條高德 津島雄二
監事 水澤進 高橋弘長 田中宏

4 この法人の最初の代表理事は清水信次、新井弘一、大浦溥、竹内透とし、業務執行理事は法眼健作、吉田弘とする。

5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

眞野輝彦 伊藤公久 五十嵐隆 内川久美子 加藤千太郎 伍堂英雄
杉浦滋彦 朝長英樹 藤井博康 加藤和弥 桐山健一 小西規雄

6 この定款は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。